

新「会社法」とはこんな法律

1. 会社法 主なポイント

有限会社と株式会社が統合し、有限会社が設立できなくなります

最低資本金制度が撤廃されます 資本金は1円以上あればよいことに

合同会社制度が創設されます

現物出資の緩和 債務の資本化も可能

配当などが現金以外でも可能になります。配当原資を加減できますようになります

組織再編の規制が緩和されます

株主代表訴訟に歯止めがかかります

「類似商号の禁止」の規定が廃止されます

取締役の責任の見直し

解任が普通決議でできるようになります

社外取締役の責任を限定する契約ができるようになります

取締役会を「持ち回り」で決議できるようになります

株式の譲渡制限を設けている会社

役員の数規定の廃止

取締役会の設置が任意になります

役員の任期が柔軟に

2. 会社法施行にあたって当面の対応

現状が有限会社の場合

- ・ 施行後も有限会社（特例有限会社といいます）であり続けることはできます。
- ・ 株式会社への組織変更は簡単になります。

ただし、一端、株式会社になったら有限会社に戻すことはできません。

イ. 株式会社へ変更するメリット・デメリット

メリット

- ・ 増資せずに株式会社を名乗れます

デメリット

- ・ 組織変更の費用がかかります
- ・ 役員の任期を決めなければなりません
- ・ 少なくとも役員の重任登記が必要となります
- ・ 原則として決算公告が必要になります

ロ. 有限の特性は活用できます

有限会社のままでも、従来どおり増資や役員・社名・本店・目的などの変更はできます。

また「会社法」で株式会社に適用される有利な点（現物出資など）も多くは利用できます。

ハ. 性急になります必要なし

あわてて株式会社にする必要はありません。将来にわたって有限会社であり続ける方法もあります。

将来も有限会社であるだけであれば、法律施行前に有限会社を設立して置く方法もあります。

現状が株式会社の場合

イ. 株式の譲渡制限の規定のメリット・デメリット

施行後の株式会社では、株式の譲渡制限の規定があるかどうか重要なポイントになります。

ただし、ほとんどの中小法人では既に譲渡制限の規定があると思われます。

株式の譲渡制限を新たに決める場合は、特殊決議（総株主〔株式ではありません〕の過半数が出席し、その持つ株式の三分の二以上の賛成）。

メリット

- ・ 株式の移動を規制できます
- ・ 取締役会の設置が任意
- ・ 役員の任期を10年まで延長できます 重任登記の費用が節約できます
（ただし、10年にしても10年後には登記が必要。法律施行 後最初の重任登記は従来どおり必要）

デメリット

- ・ 株式の上場・公開ができありません
- ・ 株式の譲渡希望者の希望を拒否する場合はその者が希望すれば、株式を時価価格で買い取る必要があります
時価とは一般に、自己資本を発行済株式数で割った金額です

取締役会を設置しない場合のメリット・デメリット

株式会社で取締役会を廃止することも可能となります

メリット

- ・ 無理して員数集めをする必要がなくなります
- ・ 取締役会の開催が不要
(役員会議の義務が無いのはデメリットかも)

デメリット

- ・ 重要な決め事は株主総会で決めることに 株主関係が複雑な場合は検討が必要
ただし、取締役による会議がなくなりますわけではありません
- ・ 取締役非設置会社としての登記が必要になります

取締役会が設置されていない場合でも、取締役による決め事が必要な場合は、「取締役の過半数の出席によってその過半数の賛成で決める」とする、取締役の会議の議事録は従来どおり必要です。

この際、定款の点検を

その他、「会社法」での

・ 現物出資の範囲の拡大 ・ 債務の資本化を容認 ・ 機関会議（株主総会、取締役会など）の省略、簡略化 ・ ホームページによる公告 ・ 配当時期、配当方法の拡大 など、多くは定款で定めておく必要があります。

定款の変更は株主総会で特別決議(過半数の株式を持つ株主の出席で、その三分の二以上の賛成)が必要ですから、定款を変更する必要がある場合はできるだけ集中しておこなったほうがよいでしょう。

会社法施行で要注意点

会社法施行後は、類似商号の規制がなくなるため、同業者や悪意を持った者によって営業妨害を目的に、似たような住所地に、同一目的の同一商号の会社を設立される恐れもある。

また、取引先も、その社名、本店住所、代表取締役の氏名などは注意深く確認しないと、誤って別の会社との取引となっていたということもありえることになります。

会社法では資本の考え方が変わるため、会社の規模をはかるのに、資本金の大きさではなく、自己資本の質と大きさをみることが重要になります

資料閲覧請求が債権者などから行われるケースが増えてくる可能性があります。資料（定款、議事録、株主名簿、決算資料の整理整頓が必要です。

3. 新「会社法」に対応する想定事例

民事再生の場合

- 債権者の立場の場合 債権の放棄を要求された場合株式化を要求すべき
再建がうまく推移すれば将来の配当を期待するか
資本回復後の譲渡要求による買取り請求を求める
- 再建者側の場合 債権の放棄を促しやすいが将来の足かせに成りかねありません

増資対策

- 増資にあたって外部資金を導入する場合、
増資部分について議決権制限株式の新株発行によって支配権は維持する
但し、傾斜配当などの有利性を示さなければ増資に応じにくい
取引先、社員など
- 債務の資本化 個人資産を出資して会社資本に付け替える現物出資の制度を利用して
確定債権としての経営者貸付金を資本に現物出資する
- 形式的増資 有限から株式への組織変更の際に、資産の時価評価による見直しによって合法的
に資本を強化する。

相続対策

- 相続予定者に経営継続の意思の無いものがある場合
経営者以外には議決権制限株式が相続されたるよう指定
その為には生前から経営者の株式の持ち方を工夫する必要がある
相続株式の売渡請求権の確保（定款で規定しておく必要がある）

会社が赤字で相続財産がある場合

現物出資により相続財産を資本化し、欠損金で減価する

無理な配当の回避 剰余金の資本化で配当原資を減らして配当での支出を回避する

自社株式の販売と流通 株式の分割による購入単位を小さくし、配当割合を有利にすること
により自社株式を広く販売する。

譲渡制限との関係で一般株主が売買できます時期を指定するとか、の工夫が必要か

合併の原資の確保

- 自己株式の確保 経営者が保持していた株式を交換に利用すると税金がかかるか、会社の支配権に影響が出る
会社自身が所持していた株式を利用することで回避

類似商号に注意

不正競争防止法などでの防御は可能ですが、告発するまでに時間や費用がかかるため本当の防御となりうるのか疑問

逆に新規に会社を設立する場合や商号を変更する場合に、悪意はないのに、全国のどこかの企業によって類似商号の不正使用としていきなり訴えられないとも限らなくなります。せめてインターネットで名称検索くらいしてみましよう。